

## Thincacloud 電子マネー決済サービス利用規約(加盟店直接利用)

## 第1章 総則

## 第1条【規約の適用】

1. この Thincacloud 電子マネー決済サービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、TOPPAN ペイメント株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する電子マネー決済サービス(以下「本サービス」といい、詳細は第7条【本サービスの内容】に定めます。)の利用に関し適用されるもので、加盟店は本規約に従って本サービスを利用することができるものとします。
2. 本規約の他に当社が別途定める細則等は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定と前項の細則等の内容が異なる場合、当該細則等の内容が優先して適用されるものとします。

## 第2条【規約の変更】

当社は、一定の予告期間をもって当社が定める方法で加盟店に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、予告期間の経過後も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、かかる変更につき加盟店の承諾があったものとみなし、以降は変更後の規約が適用されるものとします。

## 第3条【用語の定義】

本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下のとおりとします。

(1) Thincacloud	当社が提供する電子マネー決済等に関するプラットフォームの総称。
(2) 電気通信設備	本サービスにおける電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電氣的設備。
(3) 電子マネー	電子マネー発行会社が発行したICカード等に円単位で記録された金銭的価値。
(4) 電子マネー発行会社	前払式支払手段発行者及び当該前払式支払手段発行者又は決済代行業者であり、電子マネーの金銭的価値を円価によりアクワイアラを通じて加盟店に支払う法人又は組織。
(5) アクワイアラ	電子マネー発行会社等により加盟店管理業務を委託された法人で、加盟店との間で加盟店契約を締結している日本国内に本店所在地を有する法人。
(6) 加盟店	アクワイアラを通じて電子マネー発行会社と加盟店契約を締結し、本サービスを利用する日本国内に本店所在地を有する法人。
(7) 商品等	加盟店が利用者に提供する、物品・サービス・権利・ソフトウェアなど。
(8) 利用者	電子マネー発行会社から電子マネーの利用を認められ、電子マネーを利用して加盟店で商品等を購入しようとする個人又は法人。

(9) ICカード等	電子マネーを管理又は利用するための、ICチップを内蔵するカード及び携帯電話等の電子記録媒体。
(10) Thincacloud 決済端末	加盟店が、本サービスの利用に際して、本サービスに関する設備にアクセスするためのコンピュータ、レジスター、携帯電話その他の当社が指定する通信端末。又は、本サービスに関する設備にアクセスするための装置。
(11) サービス利用料	加盟店が、当社に対して、本サービスの利用に際して支払う利用料(消費税別途)をいう。

## 第2章 契約の成立

### 第4条 【本サービスの利用申込】

1. 本サービスの利用申込は、本規約及び当社が別途定める細則等を承諾のうえ、当社が定める方法により行うものとします。
2. 加盟店となることを希望する者は、本サービスの利用を申し込む際に、加盟店の会社名、会社所在地、代表者名、担当者名、電話番号、事業情報、請求書宛先、自己が利用する電子マネーのアカウント、その他当社が求める事項(以下これらを併せて、「加盟店届出情報」といいます。)を、予め当社が定めるシステム利用申込書及びその他の様式(以下これらを併せて、「Thincacloud システム利用申込書」といいます。)に従い、書面により届け出て当社の承認を得るものとします。
3. 当社は、申し込み時に取得した加盟店届出情報を、電子マネー決済機能、決済情報提供機能、その他本サービスを提供するため、並びにICカード等の普及促進活動のために利用することができるものとします。ただし、個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の定めに基づいた取扱いを行うものとします。

### 第5条 【利用契約の成立】

1. 本サービスの利用契約(以下、「本契約」といいます。)は、第4条【本サービスの利用申込】に定める申込に対し、当社が審査のうえ承諾した旨を通知した日に、本規約及び当社が別途定める細則等を内容として成立するものとします。
2. 当社が第4条【本サービスの利用申込】に基づく申込者の申込を不相当と判断した場合には、当社は当該申込を拒否することができるものとします。当社は申込者にこの結果を連絡しますが、この場合、当社は拒否の理由を開示しないものとします。又、申込の際に提出を受けたシステム利用申込書その他の書面等の返却は行わないものとします。

### 第6条 【加盟店届出情報の変更等】

1. 加盟店は、Thincacloud システム利用申込書及びその他の関係書類により、当社に届け出た加盟店届出情報及びその他の重要な事項を変更する場合は、当社が定めた様式をもって事前に届け出るものとします。
2. 加盟店が前項の届出を怠ったことに起因する加盟店の損害等について、当社はその一切の責任を負わないものとします。

### 第3章 本サービスの内容

#### 第7条 【本サービスの内容】

1. 本サービスは、Thincacloud を利用した次のサービスから構成されます。
  - 基本サービス
    - (1) 電子マネー決済(対面)加盟店が電子マネー発行会社又はアクワイアラとの加盟店契約に基づく業務を行うにあたって、加盟店店舗における商品等の取引に係る電子マネー決済のために構成された Thincacloud を利用できるサービス。
    - (2) 利用明細データ連携  
加盟店に対し、前号に基づきなされた商品等の取引にかかる電子マネー決済(対面)の取引情報をCSV形式で提供するサービス。
  - 決済情報提供サービス  
加盟店の販売する商品等の取引にかかる電子マネー決済の決済状況の情報をリアルタイムに、又は一括して検索・閲覧・出力ができるサービス。
2. 本サービスの提供区域は、日本国内に限定します。

#### 第8条 【提供時間】

本サービスを受けることができる時間は、1 日24時間、かつ1週7日とします。ただし、第11条第1項及び第2項に係るソフトウェア・ハードウェアその他本サービスに関する設備のメンテナンスの時間を除きます。

#### 第9条 【サービス利用料等】

1. 加盟店は、本サービスを利用するに際し、サービス利用料(決済情報提供サービスを選択した場合はその利用料を含む。)及びサービス導入に係る事務手数料を、当社に支払うものとします。
2. なお、サービス利用料及び事務手数料の金額並びにその支払方法については、別途両者協議の上で締結する覚書の定めに従うものとします。当社は、経済情勢の変化やその他の事情等により、合理的な範囲においてサービス利用料又は事務手数料を変更することができるものとし、加盟店は当該変更についてあらかじめ承諾するものとします。この場合、当社は加盟店に対して事前に通知を行うものとします。

なお、法令の制定又は改正により、消費税率等に変更があり、或いはその他の税金等が課されたときも同様とします。
3. 前項に定めるサービス利用料又は事務手数料の変更は、30日前の予告期間をもって当社から加盟店に通知され、変更実施日の取引から新しい料金が適用されるものとします。予告期間が経過した以降も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、加盟店が当該料金の変更を認めたものとみなし、変更後の料金を適用します。
4. 本条 1 項に定めるサービス利用料及び事務手数料その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお、加盟店からの支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額(閏年であっても年365日の日割計算とする)を延滞利息として当社に支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。当社は、支払期日ま

でサービス利用料の振込が確認できない場合は、書面(FAX、電子メールを含みます)にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

#### 第10条【当社の第三者委託】

当社は、本サービスの運営及び提供に関する業務の全部又は一部を、当社の責任において、第三者に委託することができるものとします。

#### 第11条【本サービスの停止又は中断】

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、緊急時を除き、原則として5営業日前までに書面(当社のWebサイト、FAX、電子メールを含みます)にて加盟店に通知することにより、本サービスを一時的に中断できるものとします。
  - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの保全、拡張、移行のために必要となる本サービスに関する設備のメンテナンスを実施する場合。
  - (2) 本サービスに関する設備と接続している外部提携先システムのメンテナンスが実施される場合。
  - (3) 運用上或いは技術上、想定外の事由が生じ、本サービスの中断が必要と当社が判断した場合。
  - (4) その他当社が必要と認める場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく本サービスを一時的に中断できるものとします。
  - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの障害により、緊急に本サービスに関する設備のメンテナンスを実施する場合。
  - (2) データセンターの障害、電子マネー発行会社システムの障害、一般通信回線・ネットワークの障害その他の想定外の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合。
  - (3) 天災、地変、動乱、暴動、労働争議、その他の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。
  - (4) 運用上或いは技術上、想定外の事由が生じ、緊急に本サービスの中断が必要と判断した場合。
  - (5) その他当社が緊急に本サービスを中止することが合理的に必要と認める場合。
3. 加盟店は、前各項にかかわらず、加盟店における Thincacloud 決済端末の障害、加盟店と本サービスに関する設備間の通信、又は本サービスに関する設備の保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本サービスの提供を受けることができないことについて、あらかじめ承諾するものとします。

#### 第12条【免責事項】

1. 前条第1項及び第2項各号に定める事由が生じた場合における本サービスの停止若しくは中断、又は、ICカード等、Thincacloud 決済端末、その他の通信機器及びその上で動作するアプリケーション等の不具合、通信障害による加盟店からのデータの受信エラーその他の本サービスに関する設備の不具合等により、加盟店、アクワイアラ、又は利用者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、加盟店とアクワイアラと利用者その他の第三者との間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、加盟店が誤って送信した本サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理し

たことによって生じた事態につき、なんらの責任を負わないものとします。

3. 前各項に定めるほか、加盟店の責めに帰すべき事由によりアクワイアラ、利用者その他第三者に損害が生じた場合は、加盟店がその責任において処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、加盟店又はアクワイアラの操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとします。
5. 電子マネー発行会社の責めに帰すべき事由(法的破綻及び事実上の破綻を含みますが、これらに限りません)により、加盟店、アクワイアラ又は利用者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、電子マネー発行会社との契約の維持及びサービス提供の維持に努めるものとしますが、その維持を保証するものではなく、本サービスの内容の変更や本サービスの終了については責任を負わないものとします。
7. 万が一、当社に帰責性が認められる場合であっても、本サービスに関して当社が賠償する損害は、通常生ずべき損害に限り、かつ、損害の原因が生じた月にかかるサービス利用料の月額を上限とします。

#### 第13条 【サービスレベルの適用】

当社はアクワイアラに、サービス品質の基準値を設定し、サービスレベルがその基準を上回るよう努めるものとします。サービスレベル及び条件等は別紙1「サービス品質保証に関する条件書」に記載のとおりとします。

#### 第14条 【返還額の設定】

当社はサービスレベルがサービスレベルにおいて定める品質基準を下回った場合には、加盟店に対し、第9条【サービス利用料等】に定めるサービス利用料(月額)の一部を返還するものとします。この場合の返還額及び返還方法については、別紙1「サービス品質保証に関する条件書」に記載のとおりとします。

### 第4章 加盟店の義務

#### 第15条 【加盟店の責任】

1. 加盟店は、本契約を承諾し、これらを遵守するものとします。
2. 加盟店は、電子マネー発行会社から別途承認を受けた加盟店契約において加盟店に課せられる義務を遵守するものとします。
3. 加盟店は、電子マネー発行会社が利用者向けに定める規約、利用約款等の内容を承認し、これらに従い、当該利用者に商品等に関して電子マネーを利用させ、又は本サービスを利用させるものとします。
4. 加盟店が、本サービスを利用した取引で加盟店の責めに帰すべき事由により当社、電子マネー発行会社又はアクワイアラに損害を与えた場合は、加盟店は当社、電子マネー発行会社、又はアクワイアラが被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
5. 加盟店は、いかなる理由があっても、電子マネーの複製、改変若しくは解析等を行わないものとし、又これらの行為に加担・協力してはならないものとします。
6. 加盟店は、本サービスの利用に当たって各種法令を遵守するものとします。
7. 加盟店は、本サービスを利用する以外の目的で、本サービスに関する設備にアクセスしてはならな

いものとしてします。

8. 加盟店は第27条【契約解除】第 2 項各号に該当する事由が生じた場合、直ちに当社へ連絡するものとしてします。
9. 加盟店は、利用する電子マネーに関して必要となるアクワイアラとの契約を事前に締結していなければならないものとしてします。
10. 加盟店は、本サービスに接続する Thincacloud 決済端末及び回線設備等を加盟店の費用と責任において準備するものとしてします。
11. 加盟店は、自己の責任において、本サービスを正常に利用できるよう Thincacloud 決済端末及び回線設備等を維持管理するものとしてします。
12. 本サービスに接続する Thincacloud 決済端末は、機能面及び性能面において、本サービスに接続するのに十分な検証が完了していることを条件とします。
13. 本サービスに接続する Thincacloud 決済端末は、当社の指定する要件を満足し、安定した状態で保守及び運用の維持を図ることができていることを条件とします。

#### 第16条【Thincacloud 決済端末の管理】

加盟店は、本サービスを利用するための Thincacloud 決済端末において、次のことを守るものとしてします。

- (1) 日本国外の Thincacloud 決済端末から本サービスに接続しないこと。
- (2) Thincacloud 決済端末を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- (3) Thincacloud 決済端末を盗難又は亡失した場合は、直ちに当社に通知し、Thincacloud 決済端末の停止依頼を行うこと。
- (4) 本サービスに対し、不正アクセス行為は行わないこと。

#### 第17条【利用者等との紛議】

1. 本サービスを利用した取引に関して加盟店とアクワイアラ、利用者、その他の第三者との間で何らかの紛議が生じた場合には、その理由の如何を問わず、全て加盟店の責任と負担において解決するものとし、アクワイアラと加盟店、又は加盟店と利用者その他の第三者との債権債務(商品等に関するものを含みますが、これらに限りません)その他の一切の事項、及びそれらに基づく紛争については、当社は一切の責任を負わないものとしてします。
2. 本サービスを利用した取引に関して、当社又は電子マネー発行会社がアクワイアラ、利用者又は第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、当社又は当社を通じた電子マネー発行会社の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとしてします。

なお、当該通知若しくは指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものではありません。

3. 加盟店は、直ちにアクワイアラ、利用者、その他の第三者との紛議の原因を解消するよう努めるものとしてします。

#### 第18条【情報、便宜の提供及び協力】

1. 加盟店は、当社が本サービスを提供するにあたり必要とする資料・情報を、当社が要求した場合は、可及的速やかに当社に無償で提供するものとしてします。当社は、かかる資料・情報を加盟店本サービス提供以外の目的には使用しないものとしてします。
2. 加盟店は前項に定めるほか、当社から要請があった場合には必要な協力を行うものとしてします。

#### 第19条【データの消去】

1. 当社は、加盟店のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第27条【契約解除】各号のいずれかに該当するときは、加盟店に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。
2. 当社は、本契約の解除等があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。
3. 前2項の場合において、当社は、加盟店又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

### 第5章 一般条項

#### 第20条【通知】

1. 加盟店に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
  - (1) 当社のWebサイト上に掲載する方法。この場合は、掲載されたときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとします。
  - (2) 加盟店が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た加盟店の電子メールアドレス宛てに通知する方法。この場合は、加盟店の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達したときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとします。
  - (3) その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定したときをもって、加盟店に対する当該通知が完了したものとします。
2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合であっても、加盟店は、当社が前項各号の手続きをもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

#### 第21条【営業秘密の守秘義務等】

1. 加盟店は、本契約の履行上知り得た当社の技術上又は営業上その他の秘密(以下、「営業秘密等」といいます。)を、本サービスを利用する目的以外に利用しないものとします。
2. 加盟店は、当社の書面による事前の同意を得ることなく、営業秘密等を第三者に提供、開示又は漏洩しないものとし、営業秘密が滅失、毀損又は漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとします。
3. 加盟店は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合には、当社の指示により返却又は廃棄するものとします。
4. 本条の定めは、本契約終了後も有効とします。

#### 第22条【当社の知的財産権】

1. 本サービスの提供に関連して当社が加盟店に貸与又は提示する物品(本規約、本サービスのサービス仕様書、マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)及び著作人権(著作権法第18条から第20条の権利をいいます。)並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
2. 加盟店は、前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
  - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
  - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
3. 本条の規定は、本契約が終了した後も、効力を有するものとします。

### 第23条【譲渡等の禁止】

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本契約に基づき当社に対して有する債権、権利及び本契約上の地位を、第三者に譲渡、貸与、質入、その他担保として提供し、又は、本契約に基づき当社に対して負担する債務を、第三者に引き受けさせることはできないものとします。
2. 加盟店が合併又は会社分割等により、本契約に基づく権利又は本契約上の地位を包括継承する場合は、包括継承の効力が発生する30日前までに、当社にその旨を通知し、当社の承諾を得るものとします。

### 第24条【任意解約】

当社は、本契約の期間中であっても、解約を希望したときには、2ヶ月前までに当社が定める解約届を送付又は提出して解約日を通知することをもって、いつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、加盟店は事由の如何を問わず、当社に対し損害賠償を請求できないものとします。

なお、かかる当社が定める書面に解約日が記されていない場合には、当該書面到達の日から2ヶ月を経過した日を解約日とします。

### 第25条【有効期間】

1. 本契約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とします。ただし、期間満了2ヶ月前までに加盟店、当社のいずれかが相手方に対し書面により異議を申し出ないときは、さらに同一条件をもって1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当該異議申し出期間内に本契約を更新しない旨の申出があった場合には、期間満了により本契約は終了するものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、当社は加盟店が本サービスを一度も利用することなく、1年間を経過した場合は、本利用契約を終了することができるものとします。
3. 電子マネー発行会社と当社との間の本サービスを提供するために必要な契約が、事由を問わず終了したときは、その時点をもって当該電子マネー発行にかかる加盟店と当社との本契約も終了するものとします。

### 第26条【反社会的勢力の排除】

1. 加盟店は、犯罪対策閣僚会議幹事会が申し合わせ、発表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」といいます。)の精神に則り、本契約の履行において、反社会的勢力(政府指針に定めるものをいいます。以下同じ。)の介在を排除するものとします。
2. 当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当した場合には、加盟店に対して何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力である場合。
  - (2) 代表者又は実質的に経営権を有する者が反社会的勢力である場合。
  - (3) 反社会的勢力への資金提供を行う等反社会的勢力と密接な関係があると判断される場合。

- (4) 加盟店が威嚇等の手段として、自ら又は第三者を利用して、自らが反社会的勢力である旨又はその関係者である旨を告げた場合。
  - (5) 暴力的な要求を行った場合。
  - (6) 法的な責任を超えた不当な要求を行った場合。
  - (7) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害した場合。
  - (8) その他前各号に準ずる行為を行った場合。
3. 前項に基づき解除された加盟店は、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとします。

## 第27条【契約解除】

1. 加盟店又は当社のいずれかについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方は何らかの催告を要せずに即時に本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 支払の停止、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、又は合併によらず解散したとき。
  - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき、又は銀行取引停止処分があったとき。
  - (3) 裁判所、行政庁その他これらに類する機関による業務停止命令等が出された場合で、相手方が本契約を解除することが適当と認めるとき。
  - (4) 本サービスの利用又は提供にあたり、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えたとき。
2. 加盟店に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当社は何らの催告を要せずに即時に本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 第6条【加盟店届出情報の変更等】の加盟店届出情報に関して、虚偽の申告を行っていたことが判明したとき。
  - (2) 仮差押、仮処分、保全差押又は差押その他の強制執行又は滞納処分の申立を受けたとき。
  - (3) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が判断したとき。
  - (4) 架空の取引に係る売上金額の支払い請求、その他不正な行為を行った客観的な事由があると当社が判断したとき。
  - (5) 当社又は電子マネー発行会社の信用を失墜させる行為を行ったとき当社が判断したとき。
  - (6) 当社に対して暴力、威力又は詐欺的要求、又は法的責任を超えた不当な要求を行ったとき。
  - (7) その他加盟店として不適当と当社又は電子マネー発行会社が判断したとき。
  - (8) 本契約の条項の一つでも違反したとき。
3. 本条による本契約の解除は、当社の加盟店に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

## 第28条【本契約終了時の義務】

本契約が第24条【任意解約】、第25条【有効期間】又は前条【契約解除】により終了したときは、加盟店は以下の義務を負うものとします。

- (1) 加盟店は、自己の利用者に本サービスの利用を行わせてはならないものとします。又、本契約の終了について、当社の指示にも従うものとします。
- (2) 加盟店は、取扱関係書類、印刷物等、当社から交付された一切をすみやかに当社に返却するものとします。

なお、電子的な方法で交付され返却できないものは、加盟店の責任において破棄するも

のとします。

- (3) 加盟店の本契約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、加盟店は直ちに債務を履行するものとします。

#### 第29条【損害賠償】

1. 加盟店は、本契約に違反し当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。
2. 加盟店が当社に対する金員の支払を遅滞したときは、支払うべき金員に対して年14.6%(年365日の日割計算)の遅延損害金を付加して支払うものとします。

#### 第30条【本サービスの廃止】

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、あらかじめ加盟店にその旨を通知します。
2. 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
3. 本サービスの一部又は全部の廃止により加盟店が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第31条【準拠法】

本契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

#### 第32条【合意管轄裁判所】

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第33条【協議事項】

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、加盟店と当社とで誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

以上

平成27年 8月10日 制定  
令和 5年 8月10日 改定  
令和 8年 4月 1日 改定

(別紙1) サービス品質保証に関する条件書  
(Service Level Agreement:SLA)

[電子マネー決済(対面)]

当社は、本契約において、次のとおりサービスレベルアグリーメント(以下「本SLA」といいます。)を適用します。

1. 適用対象

本SLAは、電子マネー決済サービス(決済及び残高照会)について適用されるものとします。

2. サービス品質の基準

本サービスにおける電子マネー決済(決済、残高照会)に係る月間稼働率が99.96%以上であるものとします。

月間稼働率は、次の式に従って算出します。

月間稼働率=(月間総稼働時間 - 累計障害時間)÷ 月間総稼働時間 ×100

(1) 障害時間とは、15分以上継続して本サービスを使用できないことをいい、15分単位とします。

(2) 障害累計時間とは、(1)の障害時間の月間合計時間をいいます。

(3) 月間総稼働時間とは、24(時間) × 30(日)=720時間をいいます。

3. 適用の除外

本サービスの停止時間は、以下によるものである場合には、障害時間に含めないものとします。

(1) 第11条【本サービスの停止又は中断】の定めによる本サービスの利用の中断

(2) 本サービスの責任分解点の範囲外のインターネットアクセス又はThincacloud 決済端末がインターネットにアクセスするためのネットワーク機器により生じたものである場合

(3) Thincacloud 決済端末、及び当該決済端末に搭載されたソフトウェア若しくは決済端末に付属する機器により生じたものである場合

4. 申告期間

障害発生日から30日以内に申告するものとします。

5. 保証する品質を下回った場合の対応

月間稼働率が、99.96%に満たなかった場合、当社は、当月分のサービス利用料×停止時間÷720時間をサービス使用权として付与し、翌々月以降減額いたします。

以上